

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（718））
2. 日時：平成30年2月28日 17時00分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室
4. 出席者  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
伊藤安全審査官、竹田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他4名）

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、本日提出のあった「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」及び『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』を用いて、「58条 計装設備」及び「1.15 事故時の計装に関する手順等」について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 水素濃度計等の計測器に関し、重大事故時の使用環境における適用性の観点から、測定原理の詳細を整理して提示すること。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表【対象項目：第58条】
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表【対象項目：1.15 事故時の計装に関する手順等】